

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和8年8月12日（令和8年（行情）諮問第1113号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第681号）

事件名：情報公開業務に係る教育等に関する文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和8年7月27日付け情報公開第01368号（以下「原処分」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア （略）

イ 一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）意見書

他省庁で開示された程度は開示すべきである。

本件対象文書に相当する文書が他省庁でも開示されている。そこで開示されている内容の程度は開示可能であると思われる。

（添付文書）

以下は、防衛省が開示したもの（請求受付番号：2022.10.4ー本本B1621）。（略）

「情報公開ハンドブック（略）」（大臣官房文書課公文書監理室令和3年3月版）＊抜粋。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和8年7月3日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し1件の文書を特定し、それを部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和8年7月30日付けで、以下を求める審査請求を行った。

（1）（略）

（2）一部に対する不開示決定の取り消し。

（3）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の1文書である。

3 審査請求人の主張について

（1）（略）

（2）審査請求人は「記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張する。しかしながら、処分庁は、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

（3）審査請求人は「審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」と主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和8年8月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年9月7日 | 審議 |
| ④ 同年10月5日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ⑤ 同月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項又は2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与える趣旨から設けられているものであり、理由の提示に瑕疵がある場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。
- (2) 原処分は、本件対象文書の不開示部分が法5条6号に該当するとしており、開示決定等通知書の不開示理由一覧には、「情報公開業務に関し、当省が省員向けに作成した研修資料であって、公表されていない省内で使用されているシステムや、決裁書作成までの過程について説明されているため、公にすることにより、当省の今後の情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。」と記載されており、諮問庁もこれを妥当としている。
- (3) しかしながら、法5条本文は、行政機関の長は、開示請求された文書に同条各号が規定する不開示情報が記録されている場合を除き、当該文書を開示しなければならない旨を定めている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、情報公開事務に係る省員向けの実務研修資料に関し、目次、手続、日程、照会先など様々な情報が含まれており、それぞれについて法5条6号該当性について検討を要するものと思われるが、原処分においては、これらについて具体的に検討、判断した形跡が見られない。さらに、外務省のウェブサイト上に掲載されている「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準」で公表されている情報までも不開示とされていることが認められる。

そうすると、原処分は、本件対象文書の不開示部分の全てが法5条6号に該当するかどうか、情報内容に則した検討を行っておらず、当審査会として適切な判断をすることができないといわざるを得ない。

- (4) 以上を踏まえると、本件対象文書の特定の妥当性について論じるまでもなく、原処分において諮問庁が不開示とすべきとしている部分を不開示とすることが相当であるとは認められず、本件対象文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性を精査・検討し、一貫性のある整

理と説明をもって、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が不開示とすべきとしている部分を不開示とすることが相当とは認められず、文書に記載された各情報に応じて個々に不開示情報を精査・検討し、改めて開示決定等をすべきであると認められるので、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

情報公開業務に係る教育等に関する文書、及び当該理由を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。（原文ママ）

2 本件対象文書

令和8年度 情報公開事務に関する実務研修（令和8年5月1日）

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分	不開示とした理由	不開示 条項
本件対象文書	情報公開業務に関し、当省が省員向けに作成した研修資料であって、公表されていない省内で使用されているシステムや、決裁書作成までの過程について説明されているため、公にすることにより、当省の今後の情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	法 5 条 6 号